

大分県後発医薬品安心使用促進協議会設置要領（案）

（設置）

第1条 大分県内において、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品（以下「GE」という。）を使用することができるよう、安心使用促進に係る環境整備等に関する検討を行うため、関連団体及び一般県民等による「大分県後発医薬品安心使用促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌）

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整を行う。

- （1）GEの安心使用促進に係る課題検討に関すること
- （2）GEに係る情報交換、啓発に関すること
- （3）その他GEの安心使用促進に関し必要なこと

（組織）

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる関係団体及び一般県民等の関係者のうちから大分県福祉保健部長が委嘱する。

- 2 定数は17名以内とする。
- 3 協議会には会長、副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

（会長及び副会長の職務）

第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（任期）

第6条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、福祉保健部薬務室に置く。

（細則）

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が委員に諮って別に定める。

附 則 この要領は、平成 22 年 1 月 5 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年 7 月 28 日から施行する。

(別表)

大分県後発医薬品安心使用促進協議会委員

No	団 体
1	大分県医師会
2	大分県歯科医師会
3	大分県薬剤師会
4	大分県病院薬剤師会
5	大分大学医学部附属病院
6	北部医療圏医療機関代表（中津市民病院）
7	東部医療圏医療機関代表（大分県厚生連鶴見病院）
8	中部医療圏医療機関代表（大分県立病院）
9	南部医療圏医療機関代表（西田病院）
10	豊肥医療圏医療機関代表（豊後大野市民病院）
11	西部医療圏医療機関代表（済生会日田病院）
12	大分県医薬品卸業協会
13	大分県地域婦人団体連合会
14	大分県老人クラブ連合会
15	全国健康保険協会 大分支部
16	大分県福祉保健部国保医療課
17	大分県福祉保健部薬務室

(事務局) 大分県福祉保健部薬務室